

伊達市合併 10 周年記念
平成 28 年度伊達市プレミアム付共通商品券発行事業
「‘2016 “がんばっぺ伊達市” 伊達^{テン}トク 10」事業実施要綱

1. 目 的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災、大津波災害により、岩手、宮城、福島の太平洋沿岸を中心として、大津波を伴った未曾有の震災被害が発生し、特に福島では東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の問題もあって、世界から多大な心配されております。

平成 28 年度については、地域経済の“復興”に加え、更なる消費税率の引き上げの必要性を念頭に平成 27 年度に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」による「地域住民生活等緊急支援のための交付金制度」の交付金（地域消費喚起・生活支援型）により消費の拡大する政策を行ったにも関わらず、更なる消費税率引上げの時期を再検討することになるなど、依然として消費は伸び悩んでいることを受け止め、業況改善になお一層の拍車をかける対策が必要と考え、消費の引上げと地域商業・サービス業の活性化等に貢献したいと存じます。

この事業は、伊達市の支援を受け付加価値を加えた共通商品券の発行をはじめとする事業を多目的に実施することにより、消費購買意欲を高め、地域経済活性化を図っていくことを目的とします。

2. 事業の名称

伊達市合併 10 周年記念「‘2016 “がんばっぺ伊達市” 伊達^{テン}トク 10」事業という。

3. 事業実施団体

伊達市商工会広域連携協議会（伊達市商工会・保原町商工会）（以下「協議会」という。）とする。
協議会の中に「事業推進委員会」を設置して事業を推進する。

4. 事務局

事業の事務局は、伊達市商工会内に置く。

（〒960-0756 伊達市梁川町青葉町 3 番地 TEL024-577-0057・FAX024-577-0083）

5. 事業内容

次の事業を行う。なお各事業ごとに別に内容を定める。

I 伊達市プレミアム付共通商品券発行事業

(1) 発行総額及びプレミアム

商品券販売総額は、2 億 2 千万円とする。更に、2 億 2 千万円の 10%（2,200 万円）のプレミアムを付加し、発行総額は 2 億 4 千 2 百万円とする。

(2) 発行内容

額面 500 円の商品券 11 枚 1 セット（うち小規模店専用の商品券 6 枚）を 5,000 円で販売する。

券種は「登録全店舗共通券」と「小規模店専用券」の 2 種類とする。

II 商品券利用・来店促進事業

共通商品券発行に併せて、市民に市内広域において多店舗で買い物をしていただくため、商品券はもとより現金でも期間中、広く多くの参加店で買物をしていただいた方を対象に、豪華賞品が当たるスタンプラリー・抽選会等を実施する。

III 商業団体特別販売促進事業の支援

共通商品券発行に併せて、市民に地元の商店、特に小規模店を利用していただくため、小規模店で構成される商店会、スタンプ会、組合等の商業団体が実施する特別販売促進事業の実施を予算の範囲内で支援する。

商業団体が実施する特別販売促進事業の内容については、共通商品券の有効期間内に実施される、協議会が認める内容であるものとします。

※ 伊達市内「スタンプ会」「商業事業協同組合」「飲食業組合」「振興会」等を対象とする。

IV 商品券の多目的活用（※「第 2 回伊達の井大合戦」等）

共通商品券発行に併せて、市内の飲食店の活力回復と地域食材の消費回復、風評被害払拭を図りながら、「食」での対外的な印象付けと知名度アップ、来街者増加を目的として平成 27 年度に引き続き関連イベント等を開催する。ただし予算の範囲内で検討実施する。

伊達市プレミアム付共通商品券発行事業 実施内容

1. 目 的

プレミアム付き共通商品券発行事業を実施することで、消費購買意欲を高め、地域経済活性化を図っていくことを目的とする。

2. 商品券の名称

「伊達市プレミアム付共通商品券（以下、「商品券」という。）」

3. 発行団体

伊達市商工会広域連携協議会（伊達市商工会・保原町商工会）（以下「協議会」という。）とする。

4. 発行総額及びプレミアム

発行額は、2億2千万円とする。更に、2億2千万円の10%（2,200万円）のプレミアムを付加し、発行総額は2億4千2百万円とする。

5. 発行内容

額面500円の商品券11枚セット（うち小規模店専用の商品券 6枚）を5,000円で販売する。
券種は「登録全店舗共通券」と「小規模店専用券」の2種類とする。
一人あたりの購入限度は、10セット（発売金額 50,000円分）とする。

6. 販売期間

平成28年10月 1 日から平成28年10月10日までの10日間
完売次第終了とする。

※ 発売当初における事業のPRと消費者へのサービスのため、伊達市商工会管内4ヵ所（梁川本所・伊達支所・霊山支所・月舘支所）並びに保原町商工会管内1ヵ所の計5ヵ所で、10月1日から3日の3日間において、特別なイベント等を合わせた販売会を開催する。

7. 使用有効期間

平成28年10月 1 日から平成29年 1 月31日までの期間とする。（4ヵ月）
使用有効期間を経過した商品券は無効とする。

8. 参加店募集期間

平成28年 8 月 1 日から平成28年 8 月31日（1ヵ月）

9. 参加店の条件

伊達市内に店舗を有している事業所。
但し、本事業の趣旨に沿わない業種等は除く。

10. 参加料

1店舗当たり、別途定める「伊達市プレミアム付共通商品券発行事業参加料に関する内規」による。
但し、本店・支店のある場合は店舗毎に参加料を負担する。

11. 参加申込

本内容承認の上、参加申込書に必要事項を記入のうえ、協議会事務局へ申し込む。

12. 登録

協議会事務局は、11.の申込があったときは、当該参加店舗にかかわる条件の確認を行った上、登録の申込を受理する。

13. 商品券販売所

① 伊達市商工会及び各支所並びに保原町商工会、指定する「販売所」の数及び1ヶ所当たりの販売枚数は、事務局において定める。

【販売所】

〈商 工 会 事 務 局〉 保原町商工会（保原）
伊達市商工会（梁川本所・伊達支所・霊山支所・月舘支所）
〈大 ・ 中 規 模 店 等〉

② 販売所の規程

- (ア) P R ポスター及び販売所を示す表示を掲示する。
- (イ) 販売所責任者は、受渡簿に記載し販売用商品券を預かる。
- (ウ) 販売所責任者は、売上状況を随時事務局に報告する。
- (エ) 販売所責任者は、商品券の売却代金を速やかに事務局に納付する。
- (オ) 商品券の販売手数料は、発生しない。
- (カ) 販売開始後 10 日以内で完売できない場合は、速やかに回収する。
- (キ) 報告時期、販売代金納付方法など細則は別に定める。

14. 商品券の取り扱い

- ① 参加店は、この事業の趣旨をよく理解し、現金同様のサービスを行なうこととする。
- ② 参加店は、この事業の趣旨に鑑み、商品券を業者間の支払いに使用しないものとする。
- ③ 参加店は、代金の支払として商品券を受領した場合には、裏面の参加店欄に記入・押印する。
- ④ 裏面の参加店欄に記入・押印された後の商品券については使用できないものとする。
- ⑤ 換金性の高い各種金券、各種商品券、切手、印紙等には使用できない。
- ⑥ 公共料金（電気、ガス、水道、電車・バスの定期券等）には使用できない。
- ⑦ つり銭は出さない。
- ⑧ 参加店は、通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否すると共に、その件を速やかに協議会に連絡することとする。
- ⑨ 商品券の破損により、商品券の 3 分の 1 以上が滅失しているときは、参加店は、当該商品券を取り扱ってはならない。

15. 換金方法

- ① 商品券の換金は、参加店以外は一切出来ない。
- ② 換金は、事務局において指定する日にのみ、これを行なう。

16. 換金手数料

- ① 小規模店（店舗面積 300 m²未満） ～商品券 1 枚に付き額面の **2.0%**
- ② 中規模店（店舗面積 300 m²～1,000 m²未満） ～商品券 1 枚に付き額面の **4.0%**
- ③ 大規模店（店舗面積 1,000 m²以上） ～商品券 1 枚に付き額面の **4.0%**

17. 交換・譲渡及び売買の禁止

参加店は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないものとする。

18. 返還請求

購入した者、あるいは当商品券に関わった者が、次の事を行った場合は主催団体において審議し、返還請求を含め、決定した処置をとるものとする。

- ① 共通商品券を偽造、悪用、乱用した場合
- ② 当商品券発行の趣旨、目的に反する行為をした場合

19. 紛争の処理

- ① 商品券の利用に際して、返品、瑕疵その他参加店と商品券利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、参加店の責任でこれを解決するものとし、協議会は一切責任を負わないものとする。
- ② 商品券の破損又は商品券自体に関する苦情が生じたときは、協議会に報告する。

20. 調査への協力

参加店は、協議会が売上情報又は商品券に関する取引の実施状況等について調査を行う場合においてこれに必要な協力をする。

21. 参加店契約の有効期間

本契約の有効期間は、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までとする。

22. 商品券の再交付

商品券は、盗難、紛失又は滅失された場合であっても、再交付はしないものとする。

2 3. 広告宣伝方法

- ① ポスター・チラシを作成する。
- ② 協議会の会報及び HP に掲載する。
- ③ パブリシティを活用する。
- ④ 新聞等広告を掲載する。

2 4. 参加店及び実施商店会における販促の実施

参加店及び実施商店会は、商品券の発行に合わせて、自店や商店会の利用促進のためのサービス提供や販売セール及び共同の賑わいイベントを実施する等努力する

2 5. その他

この内容に定めのない事項が発生した場合は、主催団体において協議し、その対応を決定する。

2 6. 実施日

この内容は、平成 2 8 年 7 月 5 日から実施する。

伊達市プレミアム付共通商品券発行事業参加料に関する内規

本内規は「伊達市プレミアム付共通商品券発行事業」実施内容でいう「10. 参加料」の詳細を定める。

【小売業】

参加料については、店舗面積に応じ小規模店（店舗面積 300 ㎡未満）・中規模店（店舗面積 300 ㎡～1,000 ㎡未満）・大規模店（店舗面積 1,000 ㎡以上）に分け、それぞれの条件に応じた参加料を徴収する。

なお、大規模店において、伊達市内における支店等が大規模店に該当しない場合（店舗面積 1,000 ㎡未満）であっても、当該支店等は大規模店とみなす。

また、中規模店においても、大規模店の基準と同様の扱いとし、当該支店等は中規模店とみなす。

〈小規模店〉

	参 加 料
①会員事業所	1,000円
②非会員事業所で本社市内	2,000円
③非会員事業所で本社市外	10,000円

〈中規模店〉

	参 加 料 (A+B)	
	基本料(A)	加算額(B)
④会員事業所	3,000円	基本料に 15,000 円を加算した額
⑤非会員事業所で本社市内	5,000円	
⑥非会員事業所で本社市外	15,000円	

〈大規模店〉

	参 加 料 (A+B)	
	基本料(A)	加算額(B)
⑦会員事業所で本社市内	10,000円	店舗面積 1,000 ㎡毎に 1,000 円ずつ基本料の金額に加算した額とする。ただし店舗面積（㎡）の端数は切り上げとする。
⑧会員事業所で本社市外	20,000円	
⑨非会員事業所で本社市内	15,000円	店舗面積が 1,000 ㎡～10,000 ㎡未満までの 1,000 ㎡毎に 20,000 円ずつ、10,000 ㎡以上の部分は 1,000 ㎡毎に 10,000 円ずつ基本料の金額に加算した額とする。ただし店舗面積（㎡）の端数は切り上げとする。
⑩非会員事業所で本社市外	30,000円	

【小売業以外】

会員・非会員・本社所在地ごとに、それぞれの条件に応じた参加料を徴収する。

	参 加 料
①会員事業所	1,000円
②非会員事業所で本社市内	2,000円
③非会員事業所で本社市外	10,000円

（実施日） この内規は、平成28年 7 月 5 日から実施する。

伊達市プレミアム付共通商品券発行事業の商品券換金に関する内規

本内規は「伊達市プレミアム付共通商品券発行事業」実施内容でいう「15. 換金方法」及び「16. 換金手数料の詳細」を定める。

1. 換金方法

- ① 「伊達市プレミアム付共通商品券換金請求書」に必要事項を記入し、使用済み商品券（裏面に店名を記入・押印したもの）を添えて指定日に協議会へ提出する。
- ② 協議会は、換金請求書・使用済み商品券を確認し、所定の換金手数料を差引いて金額を支払う。
- ③ 換金の金額の支払は、事故防止のため小切手または指定口座への振込みで行うことを原則とする。ただし、指定口座への振込みの際に発生する振込み手数料は、参加店が負担するものとする。

2. 換金手数料

- (1) 小売業については「伊達市プレミアム付共通商品券発行事業参加料に関する内規」に定めた小売業の店舗規模により、共通商品券換金にかかる下記の手数料を徴収する。
なお、大規模店において、伊達市内における支店等が大規模店に該当しない場合（店舗面積 1,000㎡未満）であっても、当該支店等は中規模店とみなす。
また、中規模店においても、大規模店の基準と同様の扱いとし、当該支店等は中規模店とみなす。

〈小売業〉

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ① 小規模店（店舗面積 300㎡未満） | ～商品券 1 枚につき額面の 2.0% |
| ② 中規模店（店舗面積 300㎡～1,000㎡未満） | ～商品券 1 枚につき額面の 4.0% |
| ③ 大規模店（店舗面積 1,000㎡以上） | ～商品券 1 枚につき額面の 4.0% |

- (2) 小売業以外の業種については、共通商品券換金にかかる下記の手数料を徴収する。

〈小売業以外〉

一律 商品券 1 枚につき額面の **2.0%**

3. 換金日・換金場所・換金時間

換金日・換金場所・換金時間は、下記の通りとし、それ以外の換金を行わない。

◆換金日（小規模店用）（換金時間：午前9時～午後4時）

換金年月		換金日（祝祭日は除く。）
平成28年	10月～ 12月	毎週 木曜日・金曜日
平成29年	1月	毎週 木曜日・金曜日
	2月	2日(木)・3日(金)・7日(火)・8日(水)

◆換金日（中・大規模店用）（換金時間：午前9時～午後4時）

換金年月		換金日（祝祭日は除く。）
平成28年	10月～ 12月	毎週 火曜日・水曜日
平成29年	1月	毎週 火曜日・水曜日
	2月	1日(水)・7日(火)・8日(水)

◆換金場所 伊達市商工会（本所・支所）、保原町商工会

◆その他留意事項

- ・換金日・換金場所・換金時間は、上記の通りとし、それ以外の換金を行わない。
- ・換金照合確認は、事故防止の為、必ず参加店様立会いのもとで行う。
- ・最終換金日（平成29年 2月 8日）を過ぎた換金は一切行わない。

（実施日） この内規は、平成28年 7月 5日から実施する。

「2016 “がんばっぺ伊達市” 伊達トク10^{テン}」
商品券利用・来店促進事業（スタンプラリー事業） 実施内容

1. 内 容

商品券の発行に併せて、市民に多店舗で、特に小規模小売店等で買い物をしていただくため、商品券で期間中、広く、多くの参加店で買物をしていただいた方を対象に、豪華賞品が当たるスタンプラリー・抽選会を実施する。

2. 名 称

伊達市合併10周年記念「伊達トク10^{テン}」スタンプラリー」とする。

3. 実施期間

平成28年10月 1 日から平成29年 1 月31日までとする。

4. 応募の種別

応募の種別は、次の2種類とする。

応募①： 参加店5店舗からスタンプを集めた応募

応募②： 「応募①」のうち、伊達市内5地区（保原町・旧伊達町・梁川町・霊山町・月舘町）全ての地区からスタンプを集めての応募

5. 抽選内容

抽選は、実施期間終了後に1回実施する。

○ 応募期間 平成28年10月 1 日から平成29年 1 月31日まで（当日消印有効）に応募があった分を対象とする。

○ 抽 選 日 平成29年 2 月10日（金）

6. 実施方法

① スタンプラリー応募券（はがき）を作成し、参加店等に配布、配備する。

配布する台紙数は、参加店1店あたりの規模（小・中・大規模店）に応じた配布枚数を定めて配布するものとし、希望に応じて追加する。

② 期間中、参加店5店舗で、商品券で1店舗一度の500円以上の買い物をしたお客様に、店名の分かるスタンプを一度押印する。ただし、次の項目に違反した場合、その応募は無効とする。

○ 5店舗のうち、大規模店の押印は1個（店）までとする。

※ 5店舗すべてが小規模店の店舗等の押印でも良い。

※ 大規模店は支店等が違って同一大規模店として扱う。

○ 1枚の台紙に、同一店舗の押印が2個以上ないこと。

③ すべての箇所にスタンプが押印された台紙（はがき）に52円切手を貼付して郵送するか、商工会事務局または参加店に配置した「回収ボックス」に台紙を投入することにより、抽選会に参加できる。

なお、応募にあたっては、応募する台紙に「応募①」と「応募②」の区分を選択して応募する。

7. 抽選会場

伊達市商工会本所会館（梁川）または保原町産業振興会館（保原）

8. 抽選方法

① 伊達市商工会、保原町商工会、伊達市内商業等振興団体の代表により抽選を実施する。

② はじめに「応募②」にかかる抽選を行い、それぞれに対する当選者を決定する。

③ 「応募①」に「応募②」の等外の応募を含めて抽選を行い、それぞれに対する当選者を決定する。

9. 賞 品

① 「応募①」と「応募②」について当選総数を設定する。

なお、1回目、2回目の賞品数は同じとする。

② 「応募②」については、伊達市内5地区を巡ったことを考慮して「応募①」に比較して良い賞品を設定する。

10. 当選発表

「応募②」の当選者及び高額賞品の当選者については、新聞等に氏名を発表する。

それ以外の当選者については、賞品の発送をもって発表に代えるものとする。

伊達市合併１０周年記念
「‘２０１６“がんばっぺ伊達市”伊達トク^{テン}１０」
伊達市内商業等振興団体特別販売促進事業助成 実施内容

１．目 的

商品券発行に併せて、市民に地元の商店、特に小規模店を利用していただくため、小規模店で構成される伊達市内の商業等振興団体が実施する特別販売促進事業の実施を予算の範囲内で支援する。

２．対 象

伊達市内商業等振興団体

「保原町商業協同組合」「梁川町商業事業協同組合」「協同組合霊商スタンプ会」
「伊達町サクラスタンプ会」「月商スタンプ会」「伊達市社交飲食業組合」
「保原町商工会商業部会」「伊達市商工会商業部会」「ビック‘Ｓヒロセ」ほか

３．助成内容

伊達市内商業等振興団体が実施する特別販売促進事業に対し、経費の一部として助成額を設定して予算の範囲で助成を行う。

複数の団体が合同で事業を実施する場合は、事業推進委員会の精査により、予算の範囲内で助成額を決定する。

４．助成申請

助成を希望する伊達市内商業等振興団体は、助成金交付申請書並びに事業計画書及び事業予算書を作成して、募集期間中に協議会（伊達市商工会・保原町商工会）に提出する。

５．募集期間（助成申請期間）

平成２８年 ８ 月 １ 日から平成２８年 ８ 月 ３ １ 日

６．特別販売促進事業実施期間

平成２８年１０月 １ 日から平成２９年 １ 月 ３ １ 日の期間内

７．助成金交付

事業計画書及び事業予算書を提出し、事業推進委員会において精査後、認定をした事業に対し、速やかに交付する。ただし、実績報告において不備・不正があった場合は、助成金の返還を求める場合がある。

８．実績報告

特別販売促進事業終了後、１ヶ月以内もしくは２月末日までのいずれか早い期日までに、助成事業実績報告書並びに証票の写しを添付した収支決算書を、協議会に提出すること。

９．その他

商品券発行に併せて、市民に地元の商店、特に小規模店を利用していただくため、商業等振興団体において特別販売促進事業を積極的に実施していただくものです。

お客様の支持を受けるよう、工夫して事業を実施くださいますようお願いします。